

なごや市会だより

広報

名古屋市会の議場は全国でも珍しい円形になっており、円滑な議会運営を目指し、議席を円形にしたと言われています。▶



議会の活動

令和3年(2021年)5月 第175号

2月定例会特集号

2月定例会は、2月18日から3月19日までの30日間にわたって開かれ、令和3年度予算などの市長提出案件90件、議員提出議案7件についての審議などを行いました。

名古屋市会

Q 検索



名古屋市ウェブサイト(市会情報)▶

2月定例会の日程

開 会	2/18 本会議	2/25 本会議	2/26~3/3 常任委員会	3/4~9 本会議	3/10~18 常任委員会	3/19 本会議	閉 会
	市長提出案件について 市長より提案説明など	個人質疑(→詳細は、2面) 市長提出案件について 市長より提案説明	令和3年度予算に 関係のない案件について 審 査	代表質問・個人質問 (→詳細は、2・3面) 令和3年度予算に関係のない 案件などについて議決	令和3年度予算及び 関連議案などについて 審 査	令和3年度予算及び 関連議案などについて 議 決	

令和3年度名古屋市一般会計予算を附帯決議を付して可決

■「令和3年度名古屋市一般会計予算」については、総務環境委員会において、自民党・名古屋民主・公明党の3会派共同により、附帯決議(強い要望・意見)が提出され、3月19日の本会議において採決を行った結果、賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決しました。

総務環境委員会での主な質疑の内容

- 当局が認識している市長特別秘書のあり方
- 市長特別秘書という職責だからこそ上げられる成果
- 市長特別秘書から市長へ毎月提出している報告書を、昨年の決算委員会において議会から指摘を受けて変更したことに対する市長の認識

附帯決議(強い要望・意見)の内容

- 1 現在の特別職秘書は、その職責を果たしたことによる具体的な成果の説明が一切できておらず、市民や議会に対して十分な説明責任を果たしているとは言い難く、また、市長においても報告書を十分に理解していないなど、特別職秘書に対する管理監督責任を果たしているとは言い難い状況であり、その設置の必要性が全く認められないことから、特別職の秘書の職の指定等に関する条例の改廃を早急に検討すること。

→「令和3年度名古屋市一般会計予算」については、採決に先立ち、日本共産党から反対討論(理由:最優先で取り組まなければならない新型コロナ対策が不十分なこと。市の事業を民間に差し出す「新自由主義」路線をさらに推し進め、市の公的役割を後退させる予算であること。行き詰まっている大型開発事業にしがみつくと予算であること。)が行われました。

👉 令和3年度名古屋市一般会計予算を含む令和3年度予算の内容については、4面をご覧ください。

令和3年度名古屋城天守閣特別会計予算を附帯決議を付して可決

■「令和3年度名古屋城天守閣特別会計予算」については、経済水道委員会において、自民党・名古屋民主・公明党の3会派共同により、附帯決議(強い要望・意見)が提出され、3月19日の本会議において採決を行った結果、賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決しました。

経済水道委員会での主な質疑の内容

- 現状変更許可の取得が見通せない現状における本事業の予算執行に対する認識
- 史実に忠実な復元に対する市長の見解
- 解体と復元を一体とした現状変更許可申請の提出時期に対する見解
- 名古屋城天守閣木造復元に係る事業費に対する見解

附帯決議(強い要望・意見)の内容

- 1 名古屋城天守閣木造復元に係る予算については、文化庁の文化審議会において正式に「木造復元」の許可がされた後に執行すること。

陽子線がん治療施設に関する「訴訟上の和解」を附帯決議を付して可決

■「訴訟上の和解」については、財政福祉委員会において、自民党・名古屋民主・公明党・日本共産党の4会派並びに無所属の横井議員共同により、附帯決議(強い要望・意見)が提出され、3月19日の本会議において採決を行った結果、賛成多数により附帯決議を付し、全会一致により原案どおり可決しました。

○本件は、陽子線がん治療施設整備事業の一時凍結などに伴う株式会社日立製作所との訴訟について、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をするものです。

和解の内容

1. 本市は日立に対し、和解金3億8,500万円(税込)を支払う
2. 日立及び本市は、管理業務の開始が遅れた8カ月間の対価4億4,323万円余(税抜)は発生しないことを確認する
3. 管理業務の契約期間を8カ月間延長し、本市は日立に対し、延長期間分の対価4億4,323万円余(税抜)を支払う

財政福祉委員会での主な質疑の内容

- ADR(裁判外紛争解決手続)をのまなかったことにより今回の和解案に結び付き、本市の損失が2億3,500万円増加したことに対する市長の考え方
- 市長が当時の政策秘書を通じて、日立に対し、ADRのあっせん案を名古屋市がのむ代わりに名古屋市に5,000万円寄付するよう申し入れをした問題の有無
- 一時凍結に係る市民の皆様が負った損害に対し、一切合切の責任は市長にあるということでしょうか

附帯決議(強い要望・意見)の内容

- 1 一時凍結に係る市民の皆様が負った損害に対し、市長は市民に向き合うことなく、いたずらに事実をゆがめた説明を繰り返した。これら損害を市民が負わなければならない根拠は質疑の中でも最後まで確認できなかったことから、責任は市長にあることを確認するとともに、市長は相応の対応をするなど市民の理解を得ること。

👉 提出案件の賛否については、2・3面をご覧ください。